

摂津市消防団 活動マニュアル



令和3年7月1日 第4回改訂

第1節 総則

1 はじめに

- (1) 基本的な考え方・・・・・・・・・・ 1
- (2) 消防団員の身分・・・・・・・・・・ 1

第2節 平常時の対策

1 平常時において

- (1) 貸与品の管理及び着用・・・・・・・・ 2
- (2) 消防車両の安全運転管理・・・・・・・・ 2

2 消防団組織について

- (1) 消防団員の任命、階級及び職務・・・・ 3

第3節 出動時の対策

1 消防団における出動について

- (1) 出動事項・・・・・・・・・・ 6
- (2) 安全管理・・・・・・・・・・ 6
- (3) 消防車両による出動・・・・・・・・ 7
- (4) 消防車両以外での出動・・・・・・・・ 10
- (5) 火災現場が屯所等より近い場合・・・・ 10

2 火災防ぎょ活動

- (1) 消火のしくみ・・・・・・・・・・ 11
- (2) 指揮系統・・・・・・・・・・ 11
- (3) 火災防ぎょ活動の手順・・・・・・・・ 12
- (4) 火災防ぎょ活動における注意点・・・・ 14

第4節 地震・台風・水災対応

1 参集基準

- (1) 活動準備・・・・・・・・・・ 16

2 地震・台風対応

- (1) 活動の手順・・・・・・・・・・ 18
- (2) 地震対応活動における注意点・・・・ 19

別表

- 別表1 車両誘導要領・・・・・・・・・・ 21

- 別表2 災害出動の流れについて・・・・・・・・ 22

摂津市消防団活動マニュアル

第1節 総則

1 はじめに

(1) 基本的な考え方

消防団の任務は、市民の生命、身体及び財産を、火災から保護するとともに、災害を防除し、災害による被害を軽減することである。しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、活動の基軸となる多くの消防団員が犠牲となり、拠点となる施設、積載車を含めた資機材も大きな被害を受けた。

本マニュアルは、従来の火災などの対応を明文化するとともに東日本大震災の悲劇を教訓とし、すべての消防団員が「自分の命、家族の命を守る」ことを最優先とした行動を原則としたうえで、組織としての活動を地域の実情にあった形で明確に示すことにより、現有する消防力を最大限に発揮させることを目的としたものである。

なお、災害は必ずしも予測されたように展開するものではなく、消防本部・市など関係機関と緊密に連携し、随時見直しを行い、実効性を高めていくものである。

(2) 消防団員の身分

地方公務員法及び消防組織法に規定された、市における非常勤の特別職地方公務員であり、その任用等については、「摂津市消防団条例」に定められている。

消防団員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

また、組織の一員として節度ある行動をとり、法令を順守して、他の模範となるよう努めるものとする。

第2節 平常時の対策

1 平常時において

(1) 貸与品の管理及び着用

消防団員は次の貸与品の日常管理及び活動時の状況に応じ、安全確保等の面における着用に心がけること。

- ア 制帽、アポロキャップ及びヘルメット
- イ 制服、活動服及びベルト
- ウ 階級章
- エ 編上防火長靴
- オ 救命胴衣
- カ 耐切創性手袋
- キ 防塵マスク

(2) 消防車両の安全運転管理

ア 車両の整備と点検の励行

車両の全機能はもちろん特に操縦装置及び制動装置については、綿密な点検を励行するとともに車癖を熟知したうえ運転に十分注意すること。

イ 運行前後の点検

運行前の点検及び運行後の点検を励行し、資機材の積載忘れや紛失を防止する。また、機能が完全でない車両はその原因を究明し完全に整備した後でなければ運行してはならない。

ウ 運転免許証区分の把握

平成29年3月に道路交通法が改正され、車両総重量3.5t以上の車両は準中型車、7.5t以上の車両は中型車、11t以上の車両は大型車の扱いとなっている。

運転には対応する免許証が必要となるため、分団長は、分団員の免許証の区分を把握し、分団車両の適正な運行に努めるとともに、車両運行前には、必ず運転免許証の携行を確認すること。

エ 消防車両及び車庫の清掃

機械点検時等、定期的に消防車両及び車庫内の清掃、整理整頓に努

め、常に迅速に出動できる態勢を整えるとともに、車庫内での事故の防止に努めること。

才 機関員の育成

分団長は、消防車両の運行に関する知識・技能・その他消防活動を行う上で必要な事項について機関員に対し指導を行う。

2 消防団組織について

(1) 消防団員の任命、階級及び職務

消防組織法により、団長は市長が、その他団員は団長が任命することとなっている。

任命された団員は、自己の任務等を熟知し、通常活動及び有事の際の円滑な活動に備えるとともに自己の職の第2、第3代理者を決めておき、代理者に対し、自己の任務等を熟知させ、有事に備えておく。

階級毎に求められる標準職務

階 級	求められる標準職務
団 長	<p>【組織運営上の職務】</p> <p>組織運営における総責任者として、全体を統率する。</p> <p>任命権者として、消防団員の任免・分限・懲戒等の責任を有する。</p> <p>【災害活動上の職務】</p> <p>消防組織法及び消防法における、消防組織の長としての権限を有し、極めて高度な判断のもと活動を遂行する。</p> <p>また、消防本部消防長と高度な連携を図る。</p> <p>【平時における職務】</p> <p>災害発生時に備え、常に居所を明らかにするとともに、災害情報を掌握する。</p> <p>常時、消防本部と密に連絡調整する。</p>
副団長	<p>【組織運営上の職務】</p> <p>団長を補佐するとともに、団長の職位を代位する職として、全体を統括する。</p> <p>また、鳥飼地域、味生地域、味舌地域及び千里丘地域（以下、「地域」と</p>

	<p>いう。)の責任者として当該地域の分団長以下の団員を管理する。</p> <p>消防団の事務執行に際し、団本部会議構成員として、消防団施策の方針決定に携わるとともに、分団長以上幹部会議構成員として、管理執行する。</p> <p>【災害活動上の職務】</p> <p>消防組織法及び消防法における一消防団員としての権限を行使する一方、団長の次席として相当高度な判断が求められる活動を遂行する。</p> <p>また、災害現場において、現地指揮本部の本部員として、当該地域の消防分団を統括し、他地域との連携を図り被害の軽減に努める。</p> <p>【平時における職務】</p> <p>災害発生時に備え、常に居所を明らかにするとともに、災害情報を掌握する。</p> <p>必要に応じ、消防本部と密に連絡調整する。</p> <p>常時、担当地区の分団出動可能状況を掌握する。</p>
分団長	<p>【組織運営上の職務】</p> <p>分団の責任者として当該分団を統括する。</p> <p>消防団の事務執行に際し、分団長以上幹部会議構成員として、消防団施策の施行に携わるとともに、進行管理を行う。</p> <p>【災害活動上の職務】</p> <p>消防組織法及び消防法における一消防団員としての権限を行使する一方、当該地域の副団長の次席として高度な判断が求められる活動を遂行する。</p> <p>また、当該地域の副団長が不在時は、地域の責任者として当該地域に属する分団の活動を掌握し、管理する。</p> <p>【平時における職務】</p> <p>災害発生時に備え、常に居所を明らかにするとともに、自ら災害情報を掌握する。</p> <p>必要に応じ、団長及び副団長と連絡調整する。</p> <p>常時、当該分団の団員の出動可能状況を掌握する。</p> <p>常時、分団車両を整備するなど出動態勢を総括する。</p>

副分団長	<p>【組織運営上の職務】 分団長の代位者として当該分団を管理する。</p> <p>【災害活動上の職務】 消防組織法及び消防法における一消防団員としての権限を行使する一方、当該分団の分団長の次席として高度な判断が求められる活動を遂行する。</p> <p>また、当該分団の分団長が不在時は、分団の責任者として当該分団の活動を掌握し、管理する。</p> <p>【平時における職務】 災害発生時に備え、常に居所を明らかにするとともに、自ら災害情報を掌握する。</p> <p>常時、分団長と連携し、当該分団の団員の出勤可能状況を掌握する。</p> <p>常時、分団長と連絡調整し、分団車両を整備するなど出勤態勢を総括する。</p>
部 長	<p>【組織運営上の職務】 分団の幹部として、分団長及び副分団長を補佐し、当該分団を管理する。</p> <p>【災害活動上の職務】 消防組織法及び消防法における一消防団員としての権限を行使する一方、当該分団の幹部として適時判断を下し、消防団活動を遂行する。</p> <p>また、当該分団の分団長及び副分団長が不在時は、分団の責任者として当該分団の活動を掌握し、管理する。</p> <p>【平時における職務】 災害発生時に備え、常に居所を明らかにするとともに、自ら災害情報を掌握する。</p> <p>常時、分団長及び副分団長と連携し、当該分団の団員の出勤可能状況を掌握する。</p> <p>常時、分団長及び副分団長と連絡調整し、分団車両を整備するなど出勤態勢を総括する。</p>
班 長	同上（「分団長及び副分団長」を「分団長、副分団長及び部長」に読み替える。）

団 員	<p>【組織運営上の職務】</p> <p>分団長、副分団長、部長、班長の指示のもと、当該分団の円滑運営に携わる。</p> <p>【災害活動上の職務】</p> <p>消防組織法及び消防法における一消防団員としての権限を行使する一方、当該分団の幹部として適時判断を下し、消防団活動を遂行する。</p> <p>また、当該分団の幹部が不在時は、経験を活かして当該分団の活動を掌握し、活動する。</p> <p>【平時における職務】</p> <p>災害発生時に備え、常に居所を明らかにする。</p> <p>常時、出動に備え、自ら災害情報を掌握する。</p>
-----	--

第3節 出動時の対策

1 消防団における出動について

(1) 出動事項

消防団は、災害が発生した場合、出動命令もしくは分団長の判断により出動し、関係機関と一致団結のもと、住民の生命、財産の保護に努める。

(2) 安全管理

安全管理は、活動を行う上で、自己の生命・身体の安全を図り、効率的かつ確実に活動を行うために必要なものである。

安全管理の手段や方法は、災害等により異なるが、一人ひとりが細心の注意を払うとともに、事故や災害を予知して、あらかじめ予防措置を講ずることが、全てに共通する基本姿勢となる。

ア 安全確保の基本は、自己防衛であるため、自己を危険にさらすような無理な活動はしない。

イ 活動上安全な装備（ヘルメット、活動服、手袋、編上防火靴、防火衣、防塵マスク等）を着用すること。

ウ 単独行動を慎み、指揮者の掌握下に入る。

エ 分団長は、各部署に伝令員を配置し、危険に関する情報は、直ちに地区

副団長に報告し、緊急の場合は周囲に知らせて危害を防止する。
オ 分団長は、活動後に、人員、機械器具等の点検確認を行い、異常があった場合は、直ちに地区副団長に報告する。

(3) 消防車両による出動

ア 屯所等に参集

自家用車で参集する際、飲酒運転は当然厳禁であり、道路交通法等を順守し、はやる気持ちを抑えて安全運転を心がけること。

イ 出動準備

充電配線、車止め等を確認し、消防車両が出動できる体制を整える。

活動上安全な装備を着用し、現場に合わせた資機材を搭載するとともに積載器具の落下防止等を徹底し、事故防止に努める。

ウ 出動

出動指令は、原則、消防団メールによる。

第1出動がかかれば、火災発生場所を管轄する分団が出動する。

第2出動がかかれば、火災発生場所の隣接区域を管轄する分団が出動する。

ただし、自動車分団については、摂津市第一分団と摂津市第二分団、また、摂津市第三分団と摂津市第四分団を互いに隣接区域と考える。

また、第1出動もしくは第2出動のメールに出動分団の記載があれば、メールに記載のある全ての分団が出動する。

第3出動については、消防団長等が出動する分団を指定する。

機能別分団については、管轄区域を、市内全域とし、原則として消防団長等が出動要請をした場合に出動する。出動要請については、通常、事業所への電話連絡による。

上記全てにおいて、近隣等において自ら火災を覚知した場合は、分団長の判断により出動することができる。

エ 出動報告

現場到着後、分団長は消防団指揮本部へ出動報告書を提出し、出動人員等の報告を行う。活動終了後、2週間以内に消防団出動報告書を消防団事務局へ提出する。

オ 消防車両の運行

消防車両運行時は、次の点において留意する。

(ア) サイレン・赤色回転灯・前照灯の使用

緊急走行時は、昼夜ともに必ずサイレンを吹鳴させ、赤色回転灯及び前照灯を点灯させること。

(イ) 緊急走行の制限

普通自動車免許を取得して2年を経過していないものは、緊急走行を行うことができない。

(ウ) 通常走行の制限

特別な場合を除いて入団1年未満の団員を消防車両の運行に従事させないように配慮する。

(エ) 車長の役割

車長（車内における上席の者）は、本マニュアルに定める事項について、運転者に適切な指示を与えなければならない。

(オ) 安全速度

法定の速度を超えて車両を運転しないこと。また、法定速度の制限内であっても、交差点、曲り角、横断歩道その他通行の多い場所等では、周囲の状況に応じて安全速度を厳守すること。なお、緊急走行時の一般道における最高速度は時速80km（道路交通法施行令）

(カ) 模範運転

自己の運転技術を過信することなく確実な操作を行うこと。

また、各車両の特性（車高・車長・車幅・死角等）に合わせた運転を意識し、一般運転者の模範となる運転をすること。

(キ) すれ違い及び追い越し

すれ違い、追い越しをする場合又は他の車両の直後を進行する場合は、必ず法規に従い、安全を確認して運転すること。

(ク) 徐行、一時停止の励行

法令等により指定された場所はもちろん、その他危険が予想される場所においては、必ず徐行又は一時停止を励行すること。

(ケ) 乗車及び積載制限の遵守

法定の乗車定員を越えて乗車させ、又は積載量を越えて積載して車両を運転しないこと。

(コ) 危険時の処置

運転中危険な事態に直面したときは、直ちに停車し、ハンドル操作だけに頼って避けないこと。

(サ) 優先観念の排除

消防車両といえども他の車両の通行に優先しないことを銘記し、法令に定める優先順位に従うとともに、緊急用務のための運転中においても、優先通行意識を過剰に持たないこと。

特に交差点に進入する際は、黄信号時にあっては徐行で通行し、赤信号時にあっては最徐行で通行するなど、他の交通に十分に注意し、必ず安全を確認すること。

(シ) 疲労時等の運転禁止

疲労時、体調不良等、正常な運転ができないおそれがあるときは、直ちに分団長等に報告するとともに、車両の運転はしない、又はさせないこと。

(ス) 同乗者による安全確認の補助

車両の出発時における周囲の安全確認のほか、車両の運行中、同乗者は交差点、曲り角、横断歩道等において指差呼称により安全確認の補助をしなければならない。また、狭隘な道路や後退時においては必ず下車し、誘導しなければならない。なお、車両誘導については、別表1のとおりとする。

(セ) 緊急走行時の周囲への注意喚起

緊急走行をする際、右左折、交差点進入時やセンターラインをオーバーして走行する場合等には、車両マイクを使用し事故等の防止について周囲に注意喚起を行う。

夜間帯で、住宅街等のため市民への配慮が必要な場所で、大きな音

での注意喚起を控える場合は、安全確認を十分に行い走行する。

(ノ) 連走時の注意

緊急走行は、通常の交通ルールを超えての運行となるため、自車は元より、他車の走行に与える影響も大きい。

特に、連走時は、前方の緊急車両に道を譲り通過を確認した一般車両が、後続の緊急車両に気付かず、走り出す場合もあるため、連走時は緊急車両同士の車間距離を十分確保し、周囲の車両の動きに注意を払う。

(タ) 現場での事故防止

現場に到着した際は、他車両の通行の支障にならないよう停車し、車止めを使用して、事故防止に努める。また、駐停車する場合は、急勾配の場所を努めて避けること。

(チ) 複数名での乗車

消防車両の運行については、必ず複数名乗車とする。これについては、緊急走行・通常走行に関わらず、同様とする。

(ツ) 交通事故時の対応

交通事故が発生した場合は、直ちに負傷者への対応を行うとともに2次災害の防止にあたること。

また、現場から相手方が立ち去った場合等においても、必ず警察に通報するとともに、地区の副団長及び消防本部に連絡し、下記の情報を可能な限り収集し、記録に努める。

- ・ 事故発生場所、日時、その前後の時系列の記録
- ・ 相手方の情報（負傷程度や連絡先、車両情報、損傷程度等）
- ・ 事故現場の写真

(4) 消防車両以外での出動

個々に災害現場に向かう場合は、はやる気持ちを抑え、運転時は一般車両と同様に交通ルールを厳守し、安全かつ確実に現場に到着するよう心掛ける。

(5) 火災現場が屯所等より近い場合

ア 装備・服装が整わなくても即時対応可能な場合、現場に向かい消火器・

消火栓等により初期消火活動を行う。

イ 私服等で安全な装備をしていない場合は、決して無理な活動は行わず、後に到着した安全装備した団員と交代し、後方支援に回る。

ウ 順次、団員が到着し、現場の人員が確保された時点で、自宅や屯所等に戻り、装備を整えてから再出動する。

2 火災防ぎょ活動

(1) 消火のしくみ

燃焼現象が継続するためには、可燃物、空気、温度（熱）の3要素が必要で、この要素の中でどれか一つを取り除くことが消火活動となる。

ア 冷却消火法

水等によって、燃焼物を冷却することによる消火

イ 除去消火法

燃えている物や延焼先の可燃物を取り除くことによる消火

ウ 窒息消火法

不燃性のガス、泡、砂等で可燃物を覆い、空気の供給を遮断することによる消火

(2) 指揮系統

火災防ぎょ活動において、消防団は常備消防と協力し、上席者の指揮の下、活動する。

なお、上司が到着するまでは、各階級においての火災防ぎょ活動の手順に従い活動すること。

団長

団本部を設置し、消防本部と連携の下、各分団を指揮し、火災防ぎょ活動にあたる。

副団長

団長の命令により、各分団を指揮し、活動にあたる。

団員

上席者の命令により、各活動にあたる。

ただし、団長が到着するまでは、副団長又は管轄分団の上位階級の者が指揮をとる。

(3) 火災防ぎょ活動の手順

火災現場では、早期の消火活動が被害の拡大を防ぐため、一線一口での放水を優先し、火災防ぎょ活動を実施する。

ホース延長の際は活動の支障とならないよう路肩によせ、通行を規制していない道路の横断は避けること。

分団長は、分団を指揮し、放水隊形を作りながら、現場整理に努める。準備ができ次第放水を指示した上、自らもしくは団員を伝令員とし、使用水利等放水状況を消防団現地本部に報告する。

ア 現場活動

(ア) 吸水

消防水利への転落等の防止措置(ジャンプコーンの設置等)を講じ、夜間の視界不良等により吸水作業に危険を伴う場合は、自然水利への部署を避ける。

(イ) 中継

水利から火点まで距離がある場合は、複数の分団で協力し中継送水を行う。もしくは、直近水利に部署している車両からの相掛かりでの放水も可能ではあるが、火災の規模が大きい場合は、配管の水圧低下を考慮した戦術を選択すること。

(ウ) 放水

放水については、原則2名で筒先を担当することとし、延焼危険が高い面を優先に放水する。指揮者及び筒先員は他の分団員や消防職員への放水に注意する。

(エ) 伝令

各部署には伝令員を配置し、お互いの状況を把握し、事故防止に努める。

(オ) 現場管理補助

延長ホースの整理、作業用照明の使用、交通誘導等の活動補助を行う。

イ 消防団現地本部設置

火点付近の安全かつ消火活動の支障とならない場所に消防団現地指揮本部を設置する。原則、消防団現地指揮本部は、常備消防の現地指揮本部と併設となる。各分団の上席者は火災現場に到着すれば、指揮本部へ人員の報告を行うとともに活動の指示を受ける。

(ア) 状況把握

指揮本部は、各分団の参集状況、部署状況を把握する。

(イ) 指示

各分団からの報告事項を取りまとめ、現場の状況を把握し、常備消防との連携の下、安全を確保しながら現状に応じた指示を出す。

ウ 残火処理

延焼危険がなくなった以降において、残った火種を点検し、再燃の防止にあたる。

なお、壁や柱等の焼け状況から崩落恐れがあるため、損傷の激しい建物内部への侵入は原則禁止する。

(ア) 注水は原則として口径の小さい筒先で行い、放水圧力を下げ、拡散放水・噴霧放水とし、水損の拡大を避けるため過度な注水は避ける。

(イ) 壁の内部等火の潜在の恐れのある場所はとび口で除去し、内部の残火等を確認する。

(ウ) 布団、衣類等は内部で燃焼している可能性が高いため、屋外に搬出して十分に注水する。

エ 報告

鎮火宣言後、分団長は出勤人員及び使用資機材等に異常がないか確認し、消防団現地指揮本部に報告する。

オ 再燃警戒

鎮火後も堆積物下では火源の潜在の恐れがあるため、副団長は管轄分団を中心に編成を行い、再燃防止及び現場警戒のための人員を配置する。

カ 撤収

撤収指示を受けた部は、次の事項に留意して撤収する。

- (ア) 現場で使用した資機材は積み忘れに注意して撤収し、走行中に落下しないよう確実に積載すること。
- (イ) 消火栓や防火水槽等の使用水利を確実に現状復帰し、蓋のぐらつきや段差による事故が発生しないよう留意する。
- (ウ) 疲労等により消防車両の走行に支障を来たさないよう、機関員の体調には十分注意する。問題があるようであれば、機関員の交代も考慮し、事故の防止に努めること。
- (エ) 次の出動に備え、ポンプの放水後処置、資器材の数量及び状態確認、車両及びポンプの燃料確認を実施すること。

(4) 火災防ぎょ活動における注意点

火災現場では、次のような危険が潜んでいるため、常に注意を払い、危険回避に努めることが重要である。

ア 吹き返しによる危険

バックドラフトやフラッシュオーバー等急激な火炎の吹き返しがあるため、炎上している建物の窓やドアを開放する場合は特に注意すること。

イ 落下物による危険

瓦、窓ガラス、エアコンの室外機及び看板等が落下してくる恐れがあるため、ヘルメット等の装備を確実に着用するとともに、火災建物の直近での活動は最小限とする。

ウ 建物の倒壊による危険

火災建物は倒壊の危険性があるため、立ち入りを避け、警戒員を配置する等して通行者等が危険に巻き込まれないよう、立ち入り禁止区域を設定すること。

エ 感電による危険

水は電気を通すため、放水による感電の危険性があることから、送電中の電線等への放水は絶対に行わないこと。やむを得ず放水する場合は、噴霧放水とする。

オ 転倒による危険

火災現場はがれきやホース等により足元が悪く、夜間の場合は特に視界不良なため、転倒による事故の危険性があることから、足元の確認を怠らず、照明等使用して視界を確保すること。

第4節 地震・台風・水災対応

1 参集基準

地震・台風の被害は広範囲に及び可能性が高い。

また、地震は台風と違い、予測の困難な災害である。

全ての消防団員は、自分の命を守ることに、その後の多くの命を救われることを認識し、まずは自ら及び家族の命を守ることを最優先として行動し、その後、必要に応じて、避難行動要支援者を含めた近隣住民への避難支援を行う。

また、参集途上において、救助を必要とする場面に遭遇した場合は、救助活動を優先すること。

参集においては、基本的に震度5強以上で各屯所への自主参集とする。

台風・水災時については、事前に出動できる態勢を整えておき、団本部等からの出動要請のメール等で参集し活動を開始する。

(1) 活動準備

ア 家族の安全確保

自宅が被災して危険な場合は、家族を安全な場所に避難させ、通電火災（ライフラインの復旧後の家電等からの火災）を防ぐためブレーカーを落として退避し、再度無理には立ち入らず、活動上安全な装備ができない場合は、決して無理な活動を行わないこと。

イ 屯所等に参集

(ア) 参集可能な場合

参集途上においては、道路状況、住民の避難状況及び火災の発生状況等可能な範囲で情報を収集すること。

最初に屯所等に参集した者は、建物の安全を確認したうえで立ち入ること。

なお、屯所等が被災により使用できない場合、速やかに地区副団長に連絡し、その後の指示を受ける。

(イ) 参集できない場合

交通の混乱・途絶等により参集できない団員は、その旨を分団長に

連絡し、その後の指示を受ける。

なお、地震発生直後は、平常時の通信手段が使えない可能性があるため、団員間の連絡は電話だけでなく、メールや通信アプリ等による連絡手段も確保しておくこと。

ウ 状況確認

参集者、参集途上の被災状況を取りまとめ、分団長に報告する。

分団長は、各分団員の状況及び管轄地域の状況を把握して消防団本部に報告するとともに、災害に対し消防力が不足する場合には、他分団からの応援を要請する。

エ 部隊編成

部隊活動の最小単位は2名とする。

オ 出動報告

地区副団長に管轄区域内の活動（避難誘導、危険の排除等）開始を報告する。

2 地震・台風対応

(1) 活動の手順

地震は広範囲にわたり被害を及ぼすため、まずは状況を把握したうえで対応する必要がある。

各分団においては、巡回中に様々な場面に遭遇する場合もあるが、「救助」を最優先に考え、行動にあたる。

ア 状況調査

(ア) 編成した部隊で管轄区域内を巡回し、次の情報を収集する。

- a 人的被害の状況
- b 道路・河川等の被害状況
- c 家屋の損壊状況
- d 消火栓・防火水槽等の被害状況
- e 避難所までの安全な避難ルート
- f 地域における安全な場所

(イ) 巡回は、徒歩を基本とするが、広い範囲を巡回する部隊は消防車両等を使用する。

(ウ) メモ、カメラ等を持参して被害状況を記録しておき、参集場所に戻った際、取りまとめて分団長に報告する。

(エ) 報告を受けた分団長は、速やかに消防団本部に報告する。

イ 消火活動

大規模震災時には同時多発的の火災が懸念される。

同時多発火災は、消防力が分散され、更に、道路・橋梁等の損傷により応援隊も対応できないことが予想されることから、自身の安全を確保したうえで、消火活動については次のとおりとする。

(ア) 火災の早期発見と初期消火にあたる。

(イ) 火災が延焼拡大し、初期消火による火災の制圧ができない場合は、住民の避難誘導を優先する。

(ウ) 火災を発見した場合、直ちに地区副団長に連絡する。

(エ) 消防団本部は、各分団の状況を確認し、出動可能な分団を出動させるとともに、原則、当該地区副団長が、現場の指揮をとる。

ウ 救助活動

救助とは、火災・震災等の災害によって、生命・身体が危険な状態にあり、自力によって脱出又は避難することができない者を安全な状態に救出することをいい、最優先して行う。

要救助者を発見した場合は、消防団本部に速やかに報告するとともに初期の活動に万全を尽くし、自隊での救出ができない場合は、到着した救助隊に速やかに状況を報告し、救助隊と連携した活動を行い、救助活動が円滑に行われるようにする。

エ 避難誘導

住民を危険から回避するために、次のとおり実施する。

- (ア) 地域において、避難行動要支援者の支援を依頼されている場合は、消防団活動の前に優先して避難支援する。
- (イ) 消防団員は分団管轄の避難所について、市のホームページ等を確認し把握しておき、震度5強以上の地震が発生したとき又は団本部等から要請があったときは、開錠可能な避難所のグラウンドへの門を開放する。
- (ウ) 各分団は、車両のスピーカーや拡声器等を活用し、避難する場所を示し、冷静、沈着に安心感を与えるような方法で誘導する。

オ 広報活動

消防団本部は、各地区における避難所を把握し、各分団に広報活動・避難誘導を行うよう指示する。

各分団は、積載車等を活用し、住民の不安解消のため広報活動を実施する。

(2) 地震対応活動における注意点

地震発生後は、次のような危険が潜んでいるため、常に注意を払い、危険回避に努める。

ア 余震による危険

大規模地震の後には必ず余震があるものと考え、倒壊の危険性がある家屋には近づかない。また、壁の倒壊、看板等に十分注意し、立ち入り禁止テープ等で危険を周知すること。

イ 同時多発火災による危険

大規模震災時の同時多発火災は、道路の寸断等も重なり、通常の火災より消防力の低下が想定されることから、大火となる可能性が高い。そのため、常に退路を考慮し、初期消火にあたり、火災の制圧ができない場合は、人命を最優先すること。

ウ ストレスによる危険

大規模震災の対応にあたる団員には過度なストレスがかかるため、必ず交代により休息をとることとし、上位階級者においては、指揮下にある団員の体調管理（表情、顔色、疲労度）を把握し、二次災害防止に努めること。

エ 通信不能の場合

大規模震災時は通信インフラの被災、通信規制等により通信できなくなる恐れがあるため、普段から多重の通信手段（メール、通信アプリ、SMS 等）の確保及び取扱い方法を熟知しておくとともに、通信不能な場合は消防団本部まで参集し、指示を受けること。

改訂記録

策定	平成31年	4月	1日
第1回改訂	令和元年	10月	1日
第2回改訂	令和2年	4月	1日
第3回改訂	令和3年	4月	1日

別表 1

車 両 誘 導 要 領

	手動作	肉 声	警 笛
誘導開始	両手を高く上げ、手のひらを進行方向に大きく動かす。	「オーライ」	ピー 長笛一声
前進又は後退する時 側方、左右に寄せる時	片手を高く上げ、手のひらを進行方向又は、寄せる方向に向け、大きく動かす。	間隔を開けた「オーライ」の連呼	ピッピ 短笛二声
車両が停車位置、路肩又は障害物に近づいた時	片手を高く上げ、手のひらを進行方向に向け、小さく振る。	言葉を速くして「オーライ」の連呼（距離をいう。あと〇〇センチ）	ピッピッピッ 概ね2mの地点から連続短声
停止する時 （通常停止）	両手を高く上げ、手のひらを機関員に向ける。	「ストップ」	ピー 長笛一声
停止する時 （緊急停止）	両手のひらを素早く、大きく機関員に向け、危険を促す。	「ストップ」 大声で危険であることを促す。	ピーッ 強く大きく 長笛一声

備考

- 1 誘導は可能な限り、複数の団員を車両前後に配置する。
- 2 誘導位置は、機関員が誘導員を視認できる位置とする。
- 3 誘導は手動作と、肉声又は警笛を併用する。
- 4 誘導車両が複数台あるときは、各機関員に誘導する車両を指示し、1台ずつ誘導する。
- 5 誘導員は、地形、障害物の確認だけでなく、周囲の歩行者、車両等の動向にも注意して、自らの安全を確認し誘導する。
- 6 機関員は、自ら車両の周囲を確認後、誘導員の誘導を受ける。
- 7 機関員は、左右の窓を開け、誘導が聞こえやすいようにする。
- 8 機関員は、誘導員の合図が途切れたり、不明瞭な場合は、直ちに車両を停止させて状況を確認する。

災害出動の流れについて（別表2）

	活動方針	具体的行動内容
災害発生	<p>消防本部の出動（建物火災）と同時に、「火災出動メール」が入ります。</p> <p>自分団の管轄であれば、自主的に情報収集し、必要に応じ、出動してください。</p> <p>ネットワークエラー等でのメール不着に備え、分団内で連絡網の構築をしておいてください。</p>	<p>1 災害出動メールを受信</p> <p>↓</p> <p>2 現場付近の消防団員は、現場を確認する。</p> <p>↓</p> <p>3 分団内で火災等の規模等の情報を共有</p> <p>↓</p> <p>4 火災等の規模に応じ、自分団の出動を判断する。</p> <p>↓</p>
出動要請のメールを受信	<p>現地指揮本部から、消防団の出動が要請されると、分団名を指定した「団第1出動メール」、「団第2出動メール」が入ります。</p> <p>必要人数が屯所に参集されましたら、車両出動してください。</p> <p>安全を第一に活動を行います。安全管理のため、現場到着後、先ず指揮本部に分団到着の報告を行い、活動方針及び個別指示を確認してください。</p> <p>また、活動中も適時、指揮本部に赴き指示を仰いでください。</p>	<p>5 消防車両で出動する場合は、必ず複数名乗車で安全確認を徹底し、事故の無いように冷静に運転する。</p> <p>1人の場合又は分団の車両が既に出動していた場合は、徒歩や自転車で直接現場に向かう。</p> <p>↓</p> <p>6 現場到着後、現地消防団指揮本部に出動報告書（災害現場提出用）にて出動人数や部署位置の報告を行う。</p> <p>後から参集の団員は、指揮本部に自身の氏名と分団名を報告後、自分団の活動に加わる。</p> <p>↓</p> <p>7 分団長は指揮本部との連絡を密にし、放水の口数や位置等の報告を行うと共に、副団長の指揮を受け、摂津市消防団としての組織的な活動を展開する。</p> <p>↓</p>
鎮火後	<p>鎮火後の活動（撤収、残火処理又は火の見番等）については、指揮本部からの指示に従ってください。</p>	<p>8 分団長は、分団員の負傷の有無や体調を確認する。負傷等があれば、指揮本部に報告し、当該分団員には公務災害対応での医療機関受診を促す。車両及び資器材の破損、紛失の確認を行う。</p> <p>↓</p> <p>9 地区の副団長と協議し、必要に応じて火の見番の取り決めを行う。</p> <p>↓</p> <p>10 任務が完了すれば、引き揚げる。</p> <p>↓</p>
出動報告	<p>後日、報告書を提出してください。</p>	<p>11 後日、分団長は出動報告書の提出又はQRコードからの入力により、災害出動報告を行う。</p> <p>↓</p>
検証・訓練	<p>実際の火災現場での活動検証を行ってください。</p> <p>検証結果を踏まえた訓練を計画し、実施することで、分団の消防力の強化に繋げてください。</p>	<p>12 分団内で消防活動の検証を行い、今後、分団で実施すべき訓練を検討する。</p> <p>↓</p> <p>13 12で検討した訓練の内容を、普段の分団の訓練に反映し、より安全で効率的な消防活動を実施できるよう技術を錬磨する。</p>

1～4については、分団への出動要請メールが到着するまでの行動です。出動要請メールの有無に関わらず、分団長の判断により出動することができます。

分団長が不在の場合は、分団内での上席者を代理としてください。

消防活動に起因する負傷や疾病、事故が発生した場合には、必ず消防総務課へ連絡してください

火災出動に関するメール（消防本部が出動したメールや他の分団に対する出動要請メール）は、全団員宛てに送信を行います。自分団の管轄以外についても、市内での災害発生状況について、把握しておいてください。